



第11回聖籠中学校卒業式

(裏表紙もご覧ください)



●●● 主な内容 ●●●

第4次行政改革をスタート……………	2P
事務事業評価結果の公表……………	5P
交通安全NEWS……………	8P
消費生活通信……………	10P
がんばってます！東港立地企業……	11P
町の動向……………	12P
お知らせ……………	14P
【最終回】食は味楽来……………	27P
アルビレックス新潟情報……………	28P
JAPANサッカーカレッジ……………	29P
みんなの広場……………	30P

第4次聖籠町行政改革をスタート

町では、昨年11月に外部の有識者等で構成する行政改革推進委員会から答申を受け、3月に第4次聖籠町行政改革大綱を策定しました。

第4次聖籠町行政改革大綱では、集中的に改革に取り組む項目（重点項目）を3点に絞り込み、平成24年度から26年度の3か年で短期集中的に取り組みこととしています。

改革にあたっては、全職員の自律的・自発的な取り組みを重視し、全職員の参加のもと、所属ごとに具体的な実施計画を策定し、達成へ向けて取り組みます。

また、行政改革大綱や実施計画は策定後速やかに町民のみなさんに公表するとともに、行政改革推進委員会に計画の進捗状況を報告し、提言をいただきながら改革を推進していきます。

※行政改革大綱・基本方針は、町ホームページで全文をご覧いただけます。また、図書館、役場総務課で印刷したものをご覧いただけます。

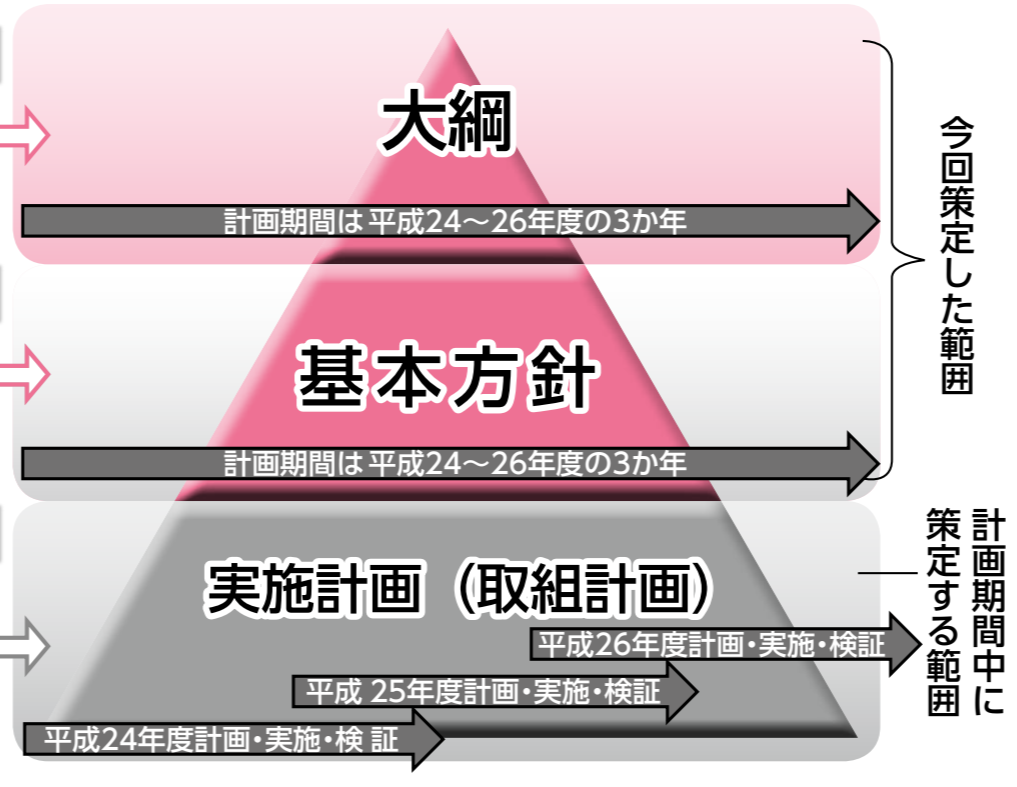
第4次行政改革大綱のイメージ

- 1. 総合計画の実現へ向けた取り組み**
総合計画「協働によるまちづくりの実現」の理念実現のため、町の体制を検証し、持続可能な組織体を目指します。
- 2. 3年間の短期集中型**
各所属に主体的な目標設定、実施を義務付け、年度ごとに達成状況を評価します。
- 3. 項目を3点に絞り込み**
喫緊に取り組むべき項目を絞り込み、集中的に改革します。
- 4. 事業の無駄をあぶり出し、徹底して体質改善を行う** 期間と位置付け
単なる数値目標設定ではなくぜい肉のついた部分を明らかにし、本質的な改革を行います。

大綱とは
町の持続的な発展のため、職員の意識改革と町組織の機能の再点検を行い、持続可能な行政経営体質へ転換するための改革の方向を示します。

基本方針とは
大綱の理念を具現化するための方針です。本大綱では、大綱と基本方針を一体的に策定します。

実施計画（取組計画）とは
基本方針に基づき、各所属が自ら具体的な達成目標を設定する年次計画です。計画では、実施期限を明確にし、可能な限り数値化した評価指標を設定します。



新たな行政改革に向けて



聖籠町行政改革推進本部長
町長 渡邊 廣吉

第4次聖籠町行政改革大綱は、本町の課題を見極め、現状に甘えることなく常に改革意識を持ち行政を担う、改革の道しるべとして策定した計画です。

聖籠町は、肥沃な平野に広がる美しい農村型の地域と、北東アジアの拠点として発展し続ける新潟東港および産業集積地域を併せ持つ、潜在力の高い自治体です。

財政面においても、自治体の財政上の能力を示す財政力指数が平成22年度は1.365であり、昭和59年度から現在まで27年連続で地方交付税の不交付団体であるなど、比較的恵まれた状況にあります。

しかしながら、本町を取り巻く社会は、かつてない少子高齢化の進行や経済の低迷に加え、相次ぐ大規模災害により、急激に変化しています。

また、地域主権改革により国と地方の役割分担が見直され、町が担うべき役割はより大きくなり、地域における政策を主体的に推進することが求められています。

そこで第4次聖籠町行政改革では、これまでの町行政のありかたを見直し、基礎自治体が主体となる新たな時代にふさわしい行政経営を持続的に進めるよう、根本的な体質改善に取り組めます。改革にあたっては、急激な社会情勢の変化に対応するため、喫緊に取り組むべき課題を絞り込み、全職員が改革意識を共有しながら、短期間に集中的に改革を進めてまいりたいと考えています。

第4次聖籠町行政改革では、町が担うべきこと、そうでないことを町民のみなさんとともに考え、町内の知恵と工夫を結集し、地域の中に「新しい公共」を生み出しながら、経費をかけずに町民福祉を向上させる取り組みも進めてまいりたいと考えています。

最後に、本大綱の策定にあたり、貴重なご意見、ご提案をいただきました町民のみなさんを始め、行政改革推進委員会委員およびその他関係各位に心から厚くお礼申し上げます。今後のまちづくりの推進に向け、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

聖籠町第4次行政改革大綱の策定経過

平成23年	
4月1日	行政改革推進委員を公募 ～20日
6月27日	第1回行政改革推進本部 大綱策定方針を決定
6月30日	第1回行政改革推進委員会 (諮問)
7月28日	第2回行政改革推進委員会
9月8日	第3回行政改革推進委員会
10月3日	第4回行政改革推進委員会
11月4日	第1回行政改革策定検討委員会
11月8日	第5回行政改革推進委員会 (答申)
11月11日	行政改革策定検討委員会(部会) ～24日
11月18日	第2回行政改革推進本部
12月7日	各課基本方針策定説明会
平成24年	
1月13日	行政改革策定検討委員会(部会) ～17日
1月27日	第3回行政改革推進本部
2月1日	第4回行政改革推進本部
2月6日	正副本部長会議
2月7日	行政改革大綱・基本方針素案に 対する意見募集 ～21日
3月1日	第5回行政改革推進本部 大綱・基本方針決定
3月5日	町議会へ報告

集中的に改革に取り組む3つの項目

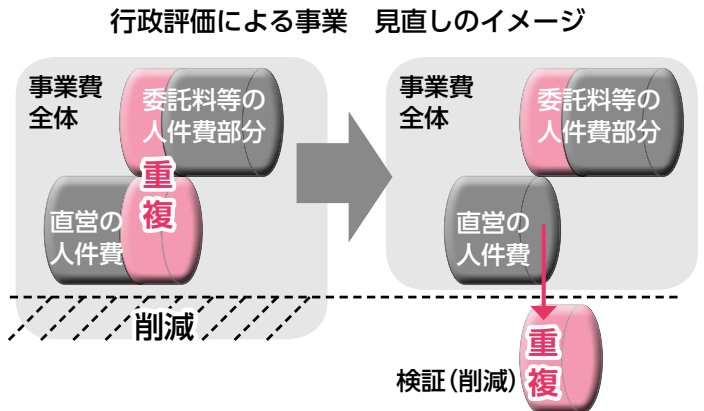
重点項目1 適正な人員配置へ向けた事業見直し

基本的な考え方

- ・臨時・パートも含めた職員総数は、事業見直しを終えるまで増員しないよう努めるとともに、可能な範囲で削減へ向けた見直しを行います。
- ・委託料・補助金等に含まれる人件費相当額についても、町直営事業との重複がないか検証し、削減します。
- ・臨時職員の処遇を見直すとともに、有期雇用の正職員（臨時的任用職員、任期付職員）の雇用を検討します。

具体的な取組

1. 行政評価による事業見直し } 27年度以降の職員数の検証
2. 組織の見直し
3. パート・臨時・嘱託職員の雇用機会の公平性・処遇の見直しと臨時的任用職員や任期付職員の雇用



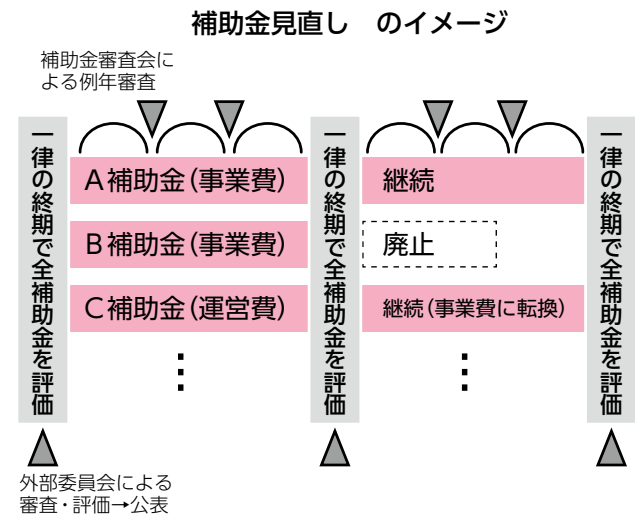
重点項目2 補助金のあり方の抜本的な見直し

基本的な考え方

- ・町の補助金が町予算に占める割合は他の自治体と比較して大きく、その財源も一般財源に占める割合が大きくなっています。
- ・税収増が見込めない中、真に町民の公益に資する補助金に絞り込む必要があります。
- ・透明性・公共性を確保するため、事業の内容・事務手続を見直します。

具体的な取組

1. 全事業に一律の終期を設定、定期的に事業の見直しを行います。
2. 財源確保、事務手続の改善を行います。
3. 運営費補助を見直し、事業費補助への転換を推進します。
4. 補助額・補助率の見直しを行います。
5. 内部・外部評価を実施し、評価結果を公表します。



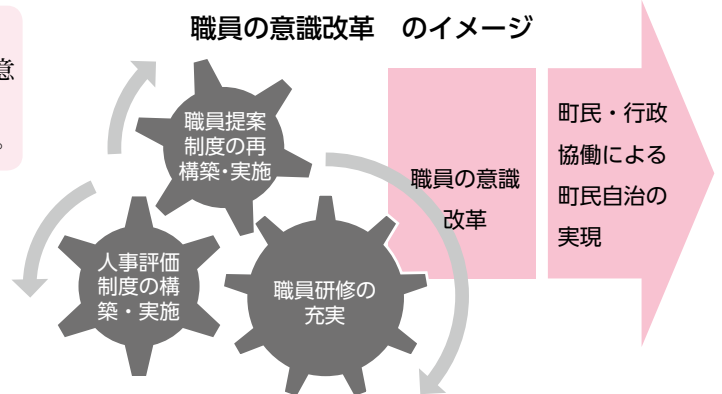
重点項目3 職員の意識改革

基本的な考え方

- ・行政改革を推進するためには、職員一人ひとりが改革意識を持ち、積極的に改革を行うことが最も重要です。
- ・町人材育成基本方針を目標に、意識改革に取り組みます。

具体的な取組

1. 人事評価制度を構築し、実施します。
2. 職員研修をさらに充実させます。
3. 職員提案制度を再構築し、実施します。



行政改革に関するお問い合わせ 役場総務課 総合政策係 (内線229)

事務事業評価を 実施しました



町では、・コストを意識した効率的・効果的な行政運営・総合計画の進行管理・町民参加のまちづくりの推進のさらなる向上を目的として、事務事業評価(行政評価)を試行実施しました。

評価の対象は、町の総合計画実施計画に位置付けられた事務事業のうち、法定受託事務※などを除く継続事業とし、「1次評価」「2次評価」の2段階による内部評価を行いました。評価結果の概要は以下のとおりです。

※ 法定受託事務：町の事務のうち、国や県が本来果たすべき役割にかかるもの



事務事業評価って、なに？

→ 町の事業の実施方法が少ない経費で効果を発揮するよう、きちんと行われたか見直すことです。見直しの結果は、次の年度に反映させます。

「事務事業」とは、町が目指す方針(政策・施策)を実現するために各所属が行っている個々の事業です。「事務事業評価」は、実施した事業が所期の目的を効率的かつ効果的に達成したか、また、時代の変化等によって事業内容の見直しが必要かなど、さまざまな角度から評価を行い、事業に反映させることを目的としています。



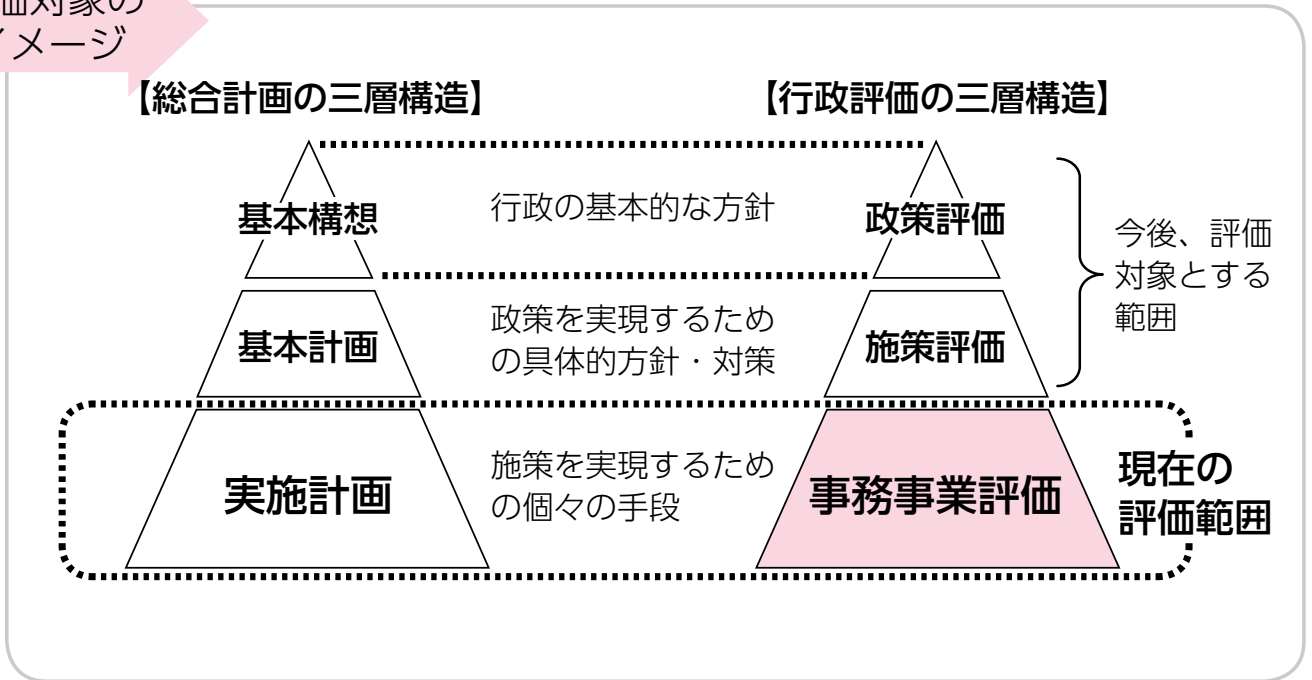
評価の対象は？

→ 個別の事業の実施方法が効果的、効率的に行われているか評価します。

町では現在、各所属が行う個々の事業に対し、実施の翌年に内部評価を行っています。事務事業は、町民の皆さんと直接的に関係の深い、健康診断や町の施設運営、各種補助金事業などのほか、主に役場の内部事務執行に関わる委託事業や政策を推進するための法令整備事業など、さまざまなものがあります。評価対象となる事務事業はいずれも、町総合計画の基本構想、基本計画を実現するための「実施計画」に位置付けている事業です。

現在は、個別の事務事業を評価範囲としていますが、今後は組織横断的な方針(政策・施策)も、評価を行う予定です。また、事務事業評価については、外部評価を導入することとしています。

評価対象のイメージ



評価の体制は？

→ 事業内容をよく把握している担当者などが評価調書を作成し、所属長による1次評価を経て、副町長が2次評価し、町長へ報告しました。

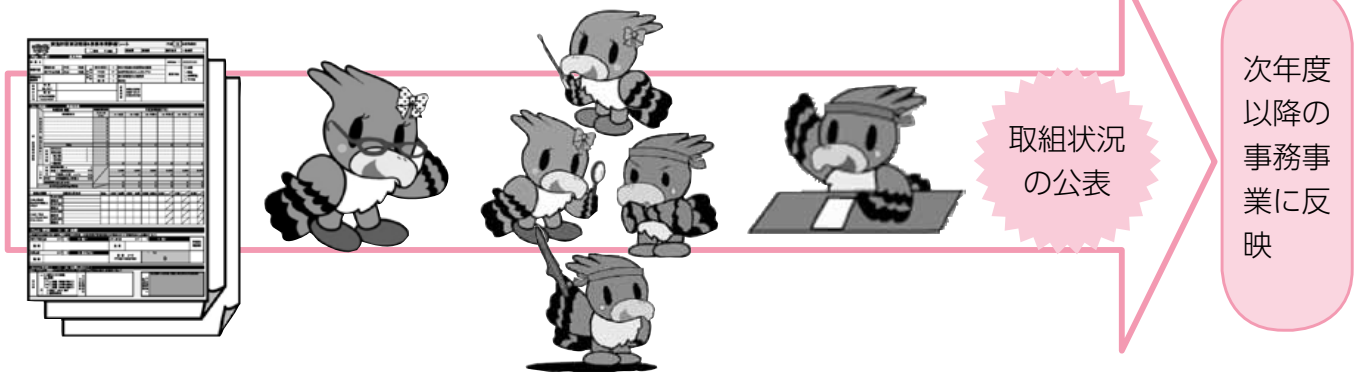
また、初めての取組として、庁内若手職員によるワーキンググループが、1次評価者へのヒアリングを行い、事業の内容等について提言を行いました。

事業担当者が調書作成

所属長による1次評価

若手職員が点検・提言

町長(副町長)による2次評価





評価の結果は？

1. 評価の実施状況

所属	合計	内訳（総合計画の体系別）				
		第1章 安全で快適な生活環境の創造	第2章 安心できる暮らしの実現	第3章 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上	第4章 地域資源を活かした魅力ある産業の形成	第5章 開かれた行財政の推進
総務課	11			1		10
税務財政課	2					2
町民課	7		6			1
保健福祉課	47		47			
生活環境課	12	6	6			
産業観光課	26	2			24	
ふるさと整備課	21	20	1			
東港振興室	2	1			1	
上下水道課	3	3				
議会事務局	1					1
学校教育課	14			14		
社会教育課	13			13		
合計	159	32	60	28	25	14

→ 平成22年度の159事業について、評価を実施しました。

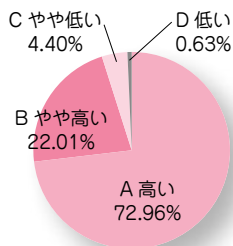
あらかじめ設定した①成果②効率性の指標と、事業の妥当性（③）についてそれぞれ評価しました。これらを総合し、事業全体の評価をAからDの4段階で表しています。

また、評価結果を踏まえ、平成24年度以降の事業の方向性をAからCで表したのが、「3. 今後の方向性」の項目です。

なお、個別の事業の評価結果は、町ホームページでご覧いただけるほか、役場総務課、図書館にも備え付けています。

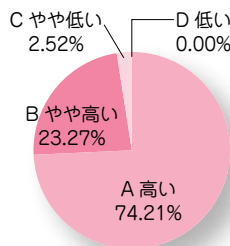
2. 評価結果

①成果（達成度）	A 高い	116
	B やや高い	35
	C やや低い	7
	D 低い	1



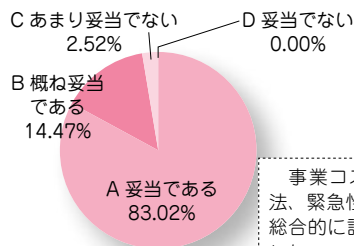
事業ごとの達成度を測るため、「成果指標」を設定しました。指標に基づく評価は、「A 高い」が7割を超えました。

②効率性	A 高い	118
	B やや高い	37
	C やや低い	4
	D 低い	0



効率性を測るために、「活動指標」を設定しました。評価は「A 高い」が7割を超えましたが、「C やや低い」と回答した事業もありました。「D 低い」はありませんでした。

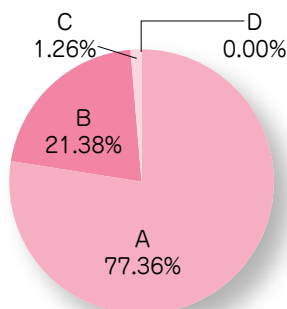
③妥当性	A 妥当である	132
	B 概ね妥当である	23
	C あまり妥当でない	4
	D 妥当でない	0



事業コスト、手法、緊急性などを総合的に評価しました。

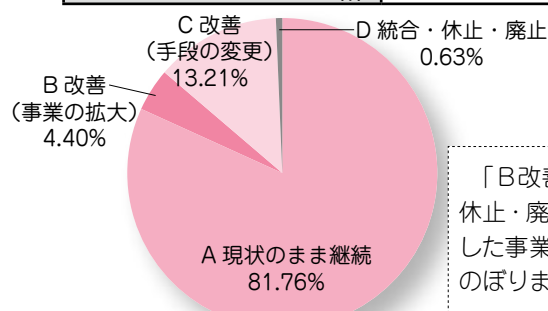
3. 今後の方向性

総合判定	A	123
	B	34
	C	2
	D	0



①～③の評価結果を数値化し、自動判定を行いました。

A 現状のまま継続	130
B 改善（事業の拡大）	7
B 〃（手段の変更）	21
B 〃（事業の縮小）	0
C 統合・休止・廃止	1
計	159



「B改善」「C統合・休止・廃止」を選択した事業は約2割にのぼりました。

お問い合わせ 役場総務課 総合政策係 (内線229)

春の全国交通安全運動



実施期間 4月6日(金)～4月15日(日)

スローガン

「春風に 安全をのせて 事故ゼロへ」

4月6日から4月15日までの10日間、春の全国交通安全運動を実施します。運動期間中は、町内各地で次の重点項目に取り組みますのでご理解、ご協力をお願いします。

運動の重点は4つだよ～！

- ・子どもと高齢者の交通事故防止
- ・自転車の安全利用の推進
- ・全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ・飲酒運転の根絶



今日も一日交通安全

交通安全に関することは
 役場 生活環境課
 ☎ 27-1962 (直通)

仲間を探してま～す！



現在、町では6名の交通安全指導員が、交通事故防止や交通安全の思想普及のため活動しています。これまで以上に充実した活動ができるよう、同じ志をもつ仲間を探しています。少しでも興味のある方は、役場生活環境課までお問い合わせください。

主な活動

- ・こども園、小学校、中学校、老人クラブ等での交通安全教室
- ・街頭指導 など

小学校での交通安全教室



こども園での交通安全教室



町の交通事故発生状況

区分	2月			1月～2月(累計)		
	発生件数	死者数	傷者	発生件数	死者数	傷者
平成24年	6	0	11	10	0	15
平成23年	3	0	6	11	1	13
増減	+3	0	+5	-1	-1	+2

「母の会 交通落語で みな笑顔」 母の会、楽しく交通安全を勉強！！

2月5日（日）にすし割烹聖友で、聖籠町交通安全母の会が「楽しく学ぼう交通安全」と題し、交通安全母の会研修会を開催しました。

研修会では、来賓である町長の町の情勢についての話や交通安全講話に真剣に聞きっていました。また、参加者には町に対する思いを発表する方もいたことから、とても良い研修会となりました。



越後方言
「飲酒事故、
トツパツカでは すまねてば〜」

また、特別ゲストとして、23年度から新潟県防犯アドバイザーとして地域の安全安心街づくりと交通安全のため広く活動している、落語家の三流亭楽々氏に交通安全落語を披露して頂きました。参加者は終始笑顔で楽しく交通安全を学びました。

“交通ルール守るうね!” こども園に交通レンジャー がやってきた!



青だけど
もう一度見よう!
交通ブルー!!

黄色もストップ!
交通イエロー!!

赤は止まれ!
交通レッド!!

右左右を良く確認してね〜



2月14・15・22日に、蓮野・亀代・蓮潟こども園で行われた町の交通安全指導員による交通安全教室に、こども達のヒーロー“交通レンジャー”がやってきました。

これは、交通ルールを守らない悪役ショッカーに襲われるおじいさんとその孫を、交通レンジャーが助けるといったストーリーで展開される交通安全寸劇です。

横断歩道の渡り方を学ぶ場面には、園児も参加し、左右を良く確認し手を挙げて渡るなど、楽しく交通安全を学ぶことができました。

また、場面ごとに方言を交えコミカルな動きを見せる指導員に、園児たちは大喜びでした。町では、こども達から高齢者まで楽しく交通安全を学んでもらえるよう、これからも指導員の皆さんと工夫しながら、交通安全教育を行っていきます。



若者の悪質商法の被害

春は門出の時、就職・入学と希望を胸に一人暮らしを始める方も多いと思います。

悪質事業者の手口を知り「何かおかしい」と感じとれる感覚を身に付けましょう。万が一トラブルにあった場合、早めに消費生活センターに相談しましょう。

キャッチセールス

「アンケートに答えて」と近づき、化粧品・絵画の購入など高額な契約を強引に結ばせたり、個人情報を聞き出し、後で新たに勧誘したりします。



マルチ商法

イベント、サークルへの参加を口実に誘いだし、他の人を加入させると利益が得られると言って商品等を契約させるが、在庫と借金を抱えおまけに友人関係もおかしくなります。最近はインターネットを利用したマルチ被害もあります。

悪質な出会い系サイト



「悩みを聞いてくれたら五百万円あげる」を信じメール交換。ポイントを次々に購入させられ、気づいたら高額な支払いになったという相談が増えています。メール相手がサイトの「さくら」であることも考えられます。ネット上の見知らぬ相手を簡単に信用しないことです。

カードの名義貸し

カードの名義を他人に貸すことは絶対にいけません。カードが利用されれば、名義人が払わなければなりません。名前を貸すだけでバイト料がもらえる…そんなうまい話はありません。

携帯ワンクリック請求

年齢欄をクリックしたところ突然登録となり料金を請求されます。契約は成立してないことが多くあります。支払いはせず消費生活センターに相談しましょう。



賃貸アパートの退去

アパートの退去時、原状回復をめぐる高額な修繕費を請求され、納得できない場合はすぐに払わず請求書をチェックしましょう。国土交通省の示す「ガイドライン」も参考になります。



消費生活



通信

4月

vol.35

☑ 役場町民課

消費生活センター

27-1958 (直通)

※来所の際は事前にお電話頂けると確実です。



三協フロンティア株式会社 新潟事業所

所在地：聖籠町東港6丁目5516番3

☎：050-5530-8920

FAX：025-256-2789

ホームページアドレス：<http://www.sankyofrontier.com>



聖籠町に立地する三協フロンティア新潟事業所ではユニットハウスの製造、新潟市・新発田市には営業拠点を設けユニットハウスのレンタル及び販売を行っております。昨年は東日本大震災の復興支援

で応急仮設住宅を急遽生産し提供させて頂きました。

弊社のユニットハウスの特徴は安全安心な設計、均一な品質の製品、施工スピードが速い技術(在来工法の1/3程度)、環境にやさしく、利便性・機能性・デザイン性も兼ね備えており、店舗、事務所、カフェ、イベントブース、倉庫など様々な用途にお使い頂いております。また、ビジネスの変化に合わせて増設、移設の要望に容易に対応することができ、リサイクル性も高く、ユニットハウスを自動車のように買い取ることも可能です。

技術力と収益力において 世界一の「モバイルスペース (リユース可能な動く不動産) メーカー」になり、資源循環型ビジネスにより社会へ貢献してまいります。

がんばってます!
東港立地企業



vol.16

東港立地企業連絡協議会の会員
企業を順次ご紹介します。



株式会社 三幸

所在地：聖籠町位守町160-24

☎：025-256-2251

FAX：025-256-2261

ホームページアドレス：<http://www.kk-sanko.com/>

当社は昭和12年に「佐藤商店」として創業し、漬物製造を開始しました。昭和22年3月に「株式会社三幸」を設立し、昭和60年に東港工場を新設の後、平成10年には本部・物流機能を統合し、水産加工品や惣菜珍味を手掛ける食品メーカーとして現在に至ります。

「山の幸、野の幸、海の幸で食品を製造し、社会に貢献する」を企業理念に掲げ、真に美味しい、価値ある食品造りに日々まい進しております。「安心、安全」を絶対とし、全ての原材料のトレーサビリティ※1を確立の上、HACCP※2導入による全製造工程において意識の徹底を図っております。

今後もお客様の笑顔を追求め美味しい商品作りに努力してまいります。

※1 トレーサビリティ…生産や流通の過程を追跡できる仕組み

※2 HACCP (ハサップ) …食品製造工程の衛生や安全を確保する管理システム



東港立地企業連絡協議会とは…

新潟東港工業地域の聖籠地区に立地又は土地を所有する企業により構成されている協議会で、行政機関と立地企業間の連絡調整や、企業間の情報交換を行うことで技術の研鑽及び親睦を図り、行政機関・企業の事業展開を支援するとともに、地域の福祉と文化の向上に資するため活動しています。

お問い合わせ 東港立地企業連絡協議会事務局 (役場東港振興室) (内線242)

町の動向

このコーナーでは、役場各課の主な業務、各種委員会の活動などを町民の皆さんにお知らせします。
掲載内容についての、ご意見・ご質問などがありましたら、担当課又は総務課広報担当まで電話か町政ポストのハガキでお寄せください。

総務課

3月4日(日)

■中国人留学生の送別会を開催

留学生の帰国を間近に控えた3月4日(日)、ホテルさぶらんで中国黒竜江省からの県費留学生の送別会を開催しました。会には、県費留学生のほか、中国駐新潟総領事館の潘曉景教育領事や、県内在住の元留学生、町議会議員の皆さんなど27名が参加し、町での思い出話に花を咲かせていました。

町では、平成元年から中国黒竜江省から新潟大学などへの県費留学生と交流を行ってまいりました。本年度は、さくらんぼ狩りや水餃子づくりなど通じ、町民と留学生との交流を深めました。



ふるさと整備課

■町道除雪、19回出動しました

本町では1月後半から2月中旬にかけてまとまった降雪が



あり、2月18日には積雪深が110cmになりました。町も豪雪に伴い、度重なる除雪作業を行いました。このことにより除雪車が通過した後の自宅前の雪処理を皆さまも幾度も行う必要になったことを深くお詫びします。皆さまのご理解とご協力をいただき無事に除雪作業を終了することができましたことを大変感謝します。今後は除雪で壊れた施設等の復旧を早急に進めてまいります。

なお、除雪の出動回数は、12月は3回、1月は5回、2月は11回の計19回となりました。

保健福祉課

3月2日(金)

■第2回聖籠町健康づくり推進協議会開催

町民の総合的な健康づくりを推進するため、聖籠町健康づくり推進協議会が開催されました。保健事業の実績報告並びに実施計画や協議会に専門部会を設置するため、要綱の一部改正を行い、委員からは貴重な意見が出されました。



生活環境課

2月29日(水)

■平成23年度交通安全対策会議開催

第9次交通安全基本計画(平成23年度から27年度の5年間)および平成24年度交通安全基本方針の2項目について審議されました。

近年、町内での交通事故の発生件数や死傷者数は、減少傾向にあります。これは昭和46年に



第1次計画を策定して以来、さまざまな交通安全団体の協力を得ながら町を挙げて活動してきた成果であり、今後も町では交通安全の活動に力を入れてまいります。

東港振興室

2月8日(水)

■経済産業省 資源エネルギー庁へ要望を実施

東日本大震災に伴う福島第1原子力発電所事故を契機に国内の原子力発電所が次々と稼働停止を余儀なくされ、電力需給が逼迫する事態となっておりますが、政府は本年夏を目途とする「エネルギー政策の見直し」作業を進めています。

このような国の動きを踏まえ、聖籠町のまちづくりに繋がる新潟東港工業用地の産業基盤形成を推進するため、経済産業省資源エネルギー庁へ要望活動を実施しました。

冒頭、渡邊町長より新潟東港工業地帯の開発経緯や新潟港が国の総合的拠点港に選定され日本海側港湾を牽引する役割と更

なる今後の可能性を説明し、「エネルギー政策の見直し」が聖籠町のまちづくりと密接不可分であり、新潟東港工業用地の暫定利用地（ゴルフ場用地）へのエネルギー関連事業の活用展開に向け国の支援を要望しました。



学校教育課

2月24日(金)

■第2回聖籠町教育委員会定例会開催

・平成24年度聖籠町立こども園（幼稚園）の学級数及び教職員等

・通学区域外就学の申立て
・県費負担教職員たる校長の任免の内申

・聖籠町地域学校保健委員会委員の補充指名
以上の4項目について審議されました。

農業委員会

2月24日(金)

■聖籠町農業委員会第21期第24回総会

・農地法第3条の規定による許可申請について
・農用地利用集積計画による所有権移転申出審査について
・農用地利用集積計画による利用権設定申出審査について
・平成24年度 聖籠町農作業別標準賃金表（案）について
以上の4項目について審議されました。



事業者の皆さま

経済センサスへのご協力ありがとうございました

平成24年2月1日を基準日として実施した、経済センサスにご協力いただきありがとうございました。調査員による調査票の回収は、2月中に終了しました。調査票の提出がお済みでない事業者の方は、記載されましたら返信用封筒でご投函くださいますようお願いいたします。

■調査の結果公表予定について

ご提出いただいた調査票は、総務省統計局が集計結果を取りまとめて公表します。速報集計結果は平成25年1月末に公表予定です。確報集計結果は平成25年夏頃から順次公表される予定です。公表結果は総務省統計局および経済産業省のホームページで閲覧できます。

■調査結果の利用について

経済センサスの調査結果は、国の各種行政施策のほか、地域の産業振興、商店街の活性化のための施策等の地方自治体の各種行政施策や学術研究の基礎資料として利活用されます。

ビルくんとケイちゃん



保健師です よろしくお願ひします



町では、赤ちゃんからお年寄りまで「健康づくり」についてお話を聞かせていただくために家庭訪問を行っています。病気の人だけでなく健康な人へも伺いますので、「こころ」や「からだ」についてご心配がありましたら、お声をかけてください。

今年度の保健師の担当行政区は下記のとおりです。よろしくお願ひします。

【担当行政区一覧表】

保健師名	担当行政区
山田 睦子	聖中ヶ丘 蓮潟 蓮潟新田 尾沢ヶ丘 稲の平 東山東港
渡辺 郁子	蓮野 甚兵衛橋 次第浜 汐美台
水戸部 可奈	本諏訪山 山諏訪山 外畑 正庵 藤寄 大夫興野 別條 旭ヶ丘
井上 祥子	真野 山倉 苔沼 中の橋 山大夫 本三賀 二本松 杉谷内 八幡
山岸 ちひろ	丸潟 桃山 網代浜 ひばりが丘
阿部 洋子	四ッ屋 道賀新田 上大谷内 本大夫 山三賀 亀塚

☒ 役場保健福祉課（保健福祉センター） ☎ 27-6511

町外にお住まいの方に広報せいろうを送りませんか — 広報送付制度のご案内 —



広報をご愛読いただきありがとうございます。

町では、町出身の方で町外にお住まいの方や近隣市町村の方に聖籠町の情報を送りたいというご要望に応えるために、『広報せいろう』の有料送付を行っています。希望される方は、役場総務課の窓口で料金を添えてお申込みください。

■送付料1,200円（1年分・5月号～翌年4月号）

☒・☑ 役場総務課広報広聴係（内線228）

日	内容	町長の動向
27日	聖籠町合同慰霊祭	町長の動向 （主なものを抜粋）
18日	町村会正副会長会議・役員会	
10日	蓮野・蓮潟・亀代こども園入園式	
9日	蓮野・山倉・亀代小学校入学式	
8日	東京聖籠会	
6日	聖籠こども園入園式	
4日	敬和学園大学入学式	
4月		

INFORMATION

おしらせ

お問い合わせ先

聖籠町役場	☎27-2111
町民会館	☎27-2121
図書館	☎27-6166
保健福祉課(保健福祉センター内)	☎27-6511
上下水道課(上水道管理棟)	☎27-5141
診療所	☎27-1234

INFORMATION

4月の行事

《相談事業》

ところ 役場1階
消費生活相談室
◆行政相談
10日(火)
午前9時30分～11時
☒ 役場総務課(内線226)

ところ 結いハート聖籠
◆心配ごと相談
4日(水)、18日(水)
午後1時～4時
☒ 町社会福祉協議会
☎27-6767

《保健福祉事業》

ところ 保健福祉センター
◆乳幼児健康診査
○1歳2か月児歯科健診
9日(月)午後1時15分～
○1歳6か月児健診
26日(木)午後1時15分～
○乳児健診
27日(金)午後1時15分～
◆予防接種
○ポリオ予防接種
(受付は午後1時からです)
19日(木)午後1時40分～

2月の届出

げんきなよい子

出生

赤ちゃん	保護者	行政区
杏恋ちゃん	(大野 達矢)	聖中ヶ丘
結衣花ちゃん	(高橋 孝啓)	聖中ヶ丘
ゆめかちゃん	(渡邊 光美)	亀塚
蒼乙ちゃん	(諏訪 俊幸)	本大夫
龍昭ちゃん	(曾根 健一)	蓮 潟
竣太ちゃん	(渡邊 孝)	別 條
陽大ちゃん	(渡邊 中)	旭ヶ丘
りのちゃん	(宮下 康弘)	亀塚
楓ちゃん	(長谷川強志)	蓮 潟
芽衣ちゃん	(鈴木 大將)	網代浜
太政ちゃん	(長山 正人)	桃 山

幸せ多い人生を

婚姻

新郎・新婦	行政区
赤木隆史さん (船山) めぐ美さん	桃 山
小見優輔さん (齋藤) 麻美子さん	
	大夫興野

ごめいふくをお祈りします

死亡

氏名	年齢	行政区
小林重六さん	(76歳)	別 條
加藤俊満さん	(77歳)	苔 沼
渡邊弥一郎さん	(81歳)	大夫興野
宮下カネさん	(97歳)	次第浜
小林リサさん	(92歳)	亀塚
櫻井明雄さん	(69歳)	蓮 潟
宮下光司さん	(75歳)	次第浜
中川ミネさん	(84歳)	八 幡
渡邊ハツノさん	(91歳)	網代浜
荒井喜夫さん	(66歳)	二本松
諏方忠さん	(80歳)	杉谷内
高橋セツ子さん	(73歳)	山 倉
佐々木ハツイさん	(73歳)	本諏訪山
相馬あやさん	(84歳)	山大夫
小柳和子さん	(75歳)	山大夫
神田ミヨセさん	(79歳)	蓮 潟
五十嵐ヨシエさん	(90歳)	外 畑
圓山征夫さん	(73歳)	藤 寄

(注1) 町役場へ届出を提出された方で届出の際にご承諾の押印をいただいた方のみ掲載しております。
(注2) 略した文字で掲載しております。
戸籍の氏名と異なることがあります。
ご了承ください。

聖籠町立児童館(亀塚児童館)の開館時間を変更します。

施設の有効利用を図るため、4月2日(月)から亀塚児童館の開館時間を次のとおり変更します。

何分のご理解とご協力をお願いいたします。

【変更前】午前9時15分～午後6時

【変更後】午前10時～午後5時

☑役場保健福祉課(保健福祉センター) ☎27-6511



春の火災予防運動 4月1日(日)～4月7日(土)

『消したはず 決めつけしないで もう一度』

■住宅防火

いのちを守る 7つのポイント

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。



4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

■林野火災は空気が乾燥している春先に多く発生しています。火の取り扱いには十分注意が必要です。

■消火器の破裂事故が全国で発生しています。特に古くなった消火器や腐食した消火器は絶対に使用しないでください。

☑新発田地域広域消防本部予防課 ☎22-8096
またはお近くの消防署へ

入札結果

入札日 平成24年2月14日

	件名	場所	契約額(円)	業者名	納入完了日又は工事(委託)期間最終日	入札方法
1	路第3号(仮称)山大夫松庵線道路路線測量業務委託	聖籠町大字・諏訪山地内	1,942,500	㈱聖測コンサルト	平成24年3月26日	指名競争入札
2	二本松蓮野線道路照明設置工事	聖籠町大字蓮野地内	1,512,000	(有)小林電気	平成24年3月26日	指名競争入札
3	聖籠海洋レクリエーション交流施設情報発信スペース機器等借上	聖籠町大字網代浜地内(聖籠海洋レクリエーション交流施設)	1,096,200	シーシー新潟情報サービス㈱	平成29年2月28日	指名競争入札
4	聖籠海洋レクリエーション交流施設植栽工事	聖籠町大字網代浜地内	1,417,500	曾根建㈱	平成24年3月26日	指名競争入札

男女共同参画計画策定委員を募集します



町では、平成24年度中に男女共同参画に関する計画を策定します。この計画は、平成18年から22年度の5か年で町が取り組んだ「～『女と男』が支えあうまち～聖籠町男女共同参画計画」に引き続き策定するもので、町の男女共同参画に関する基本的な考え方を示す計画です。この計画を共に話し合い、作り上げていくため、聖籠町男女共同参画計画策定委員会の委員を公募します。

意欲ある皆さんの積極的なご応募をお待ちしております。

女性の皆さん、
あなたの参加を
待っています！



■募集人員 ■任期 ■応募資格

- 6名
2年間（おおよその日程は、平成24年度中に終了します）
次のいずれにも該当する方
（ただし、地方公共団体の議会の議員、常勤の公務員を除く）
①聖籠町にお住まいの方または勤務している方
②平日の日中に開催する会議に出席できる方
※会議は、平成24年度中に数回を予定しています。

■報酬

町で定める報酬の規定により、お支払いします。

■応募方法

次の書類を、郵送またはEメールにより送付してください。
公募申込書（役場総務課の窓口にあります。また、町ホームページからもダウンロードできます。下記の項目をお手持ちの紙に記載し、ご提出いただいても結構です。）
※送付された申込関係書類等は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

聖籠町男女共同参画計画策定委員会 応募用紙（平成24年4月1日現在）			
氏名		性別	男・女
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	年齢	歳
住所および連絡先	〒 — (自宅・勤務先・携帯) 電話番号 () — @ Eメール (お持ちの方のみ)		
職業			
経歴および主な活動履歴			
男女共同参画に対するご意見や、応募の動機など自由にご記入ください。			

※応募者の個人情報、男女共同参画計画策定委員会の募集以外の目的では、使用いたしません。

■応募期限

平成24年4月23日（月）
※郵送は当日消印有効、Eメールは当日到着分まで有効とします。

■選考方法

募集人数を上回る応募があった場合は、申込書類に基づき審査を行い、委員を決定します。結果は、応募者全員に文書でお知らせします。

お申し込み・問い合わせ先 役場総務課 総合政策係（内線227）
〒957-0192 聖籠町大字諏訪山1635番地4 Eメール soumu@town.seiro.niigata.jp

地域の活動をバックアップ！ 「地域振興支援事業」に補助金

町は、主に集落を単位とした地域の活性化を支援するため、活動費の一部を補助しています。

これまでに集落・団体が、補助金を利用して祭りや運動会などを行い、成果をあげています。

平成24年度の募集は以下のとおり行います。どうぞご利用ください。



補助金を活用して行われた
苔沼集落運動会の様子

1 補助対象 団体	<ul style="list-style-type: none"> ・集落 ・団体（町内在住者20名以上で組織するもので、下記「4事前協議」の際に、活動事業を申請し、承認された団体） 																								
2 対象事業	<p>地域自治の振興を図るための活動で、おおむね次のような事業が対象です。 ただし他の補助金の対象となる事業、宗教に関する事業、および政治的活動に関する事業は除きます。また同一事業への補助は3か年を限度とします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #f8d7da;">事業分類</th> <th style="background-color: #f8d7da;">取組みの例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交流事業</td> <td>お祭り、運動会、ピクニック、農業体験 等</td> </tr> <tr> <td>福祉事業</td> <td>高齢者世帯への訪問・弁当配布、助け合い運動、声かけ運動、システムづくり 等</td> </tr> <tr> <td>青少年健全育成活動</td> <td>幼・保育園児、小・中・高校生による野外活動、週休2日制への対応事業 等</td> </tr> <tr> <td>モラル・マナーアップ活動</td> <td>啓蒙活動、講演会、あいさつ運動 等</td> </tr> <tr> <td>伝統芸能の保存伝承活動</td> <td>集落等に伝わる伝統芸能の保存伝承のための活動</td> </tr> <tr> <td>健康増進活動</td> <td>健康管理器具等の整備、各種教室・講演会の開催等</td> </tr> <tr> <td>体育・レクリエーション活動</td> <td>各種スポーツ大会、ハイキング、山登り、サイクリング 等</td> </tr> <tr> <td>生活環境の改善・向上活動</td> <td>緑化運動、道路清掃 等</td> </tr> <tr> <td>防災・防犯・交通安全対策活動</td> <td>防災等訓練の実施、交通安全教室の開催 等</td> </tr> <tr> <td>ボランティア活動</td> <td>ボランティア団体への参加、集落での実践 等</td> </tr> <tr> <td>広報紙発行活動</td> <td>広報せいろうのような集落版発行</td> </tr> </tbody> </table>	事業分類	取組みの例	交流事業	お祭り、運動会、ピクニック、農業体験 等	福祉事業	高齢者世帯への訪問・弁当配布、助け合い運動、声かけ運動、システムづくり 等	青少年健全育成活動	幼・保育園児、小・中・高校生による野外活動、週休2日制への対応事業 等	モラル・マナーアップ活動	啓蒙活動、講演会、あいさつ運動 等	伝統芸能の保存伝承活動	集落等に伝わる伝統芸能の保存伝承のための活動	健康増進活動	健康管理器具等の整備、各種教室・講演会の開催等	体育・レクリエーション活動	各種スポーツ大会、ハイキング、山登り、サイクリング 等	生活環境の改善・向上活動	緑化運動、道路清掃 等	防災・防犯・交通安全対策活動	防災等訓練の実施、交通安全教室の開催 等	ボランティア活動	ボランティア団体への参加、集落での実践 等	広報紙発行活動	広報せいろうのような集落版発行
事業分類	取組みの例																								
交流事業	お祭り、運動会、ピクニック、農業体験 等																								
福祉事業	高齢者世帯への訪問・弁当配布、助け合い運動、声かけ運動、システムづくり 等																								
青少年健全育成活動	幼・保育園児、小・中・高校生による野外活動、週休2日制への対応事業 等																								
モラル・マナーアップ活動	啓蒙活動、講演会、あいさつ運動 等																								
伝統芸能の保存伝承活動	集落等に伝わる伝統芸能の保存伝承のための活動																								
健康増進活動	健康管理器具等の整備、各種教室・講演会の開催等																								
体育・レクリエーション活動	各種スポーツ大会、ハイキング、山登り、サイクリング 等																								
生活環境の改善・向上活動	緑化運動、道路清掃 等																								
防災・防犯・交通安全対策活動	防災等訓練の実施、交通安全教室の開催 等																								
ボランティア活動	ボランティア団体への参加、集落での実践 等																								
広報紙発行活動	広報せいろうのような集落版発行																								
3 補助額	<p>予算の範囲内で次の要件に基づいて交付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●補助対象経費の2/3を補助します。（上限は30万円、千円未満切捨） ●飲食代は、補助対象経費の20%以内までとし、20%を超える部分は補助の対象外とします。 																								
4 事前協議	<p>申請を希望する団体は、次に定める期日までに事前協議を完了してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #f8d7da;">事業着手予定 ※</th> <th style="background-color: #f8d7da;">事前協議期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5月・6月</td> <td>計画決定後速やかに</td> </tr> <tr> <td>7月・8月・9月</td> <td>5月11日（金）</td> </tr> <tr> <td>10月・11月・12月</td> <td>7月13日（金）</td> </tr> <tr> <td>1月・2月・3月</td> <td>10月12日（金）</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※事業着手予定日…事前準備などで、補助の対象となる経費を支出する最初の日。</p> </div>	事業着手予定 ※	事前協議期限	5月・6月	計画決定後速やかに	7月・8月・9月	5月11日（金）	10月・11月・12月	7月13日（金）	1月・2月・3月	10月12日（金）														
事業着手予定 ※	事前協議期限																								
5月・6月	計画決定後速やかに																								
7月・8月・9月	5月11日（金）																								
10月・11月・12月	7月13日（金）																								
1月・2月・3月	10月12日（金）																								
5 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・内容審査により補助対象事業とならないこともあります。 ・予算の状況により補助額の変更または事業の延期をお願いする場合があります。 																								

お申し込み・問い合わせ先 役場総務課 総合政策係（内線229）

税務財政課からのお知らせ

確認してくださいあなたの固定資産

町では、あなたの固定資産（土地・家屋・償却資産）に対して平成24年度の課税をする準備をしています。固定資産税は、町が決定した課税標準額に100分の1.4を乗じたものが税額となります。

なお、納税通知書を送付（本年度は5月15日前後）する前に納税者の皆さまに、地方税法第416条に基づき、下記のとおり固定資産の価格を縦覧しますのでご確認ください。

また、5月上旬には各納税者宛に土地・建物の課税対象物件を記載した「課税資産明細書」を郵送しますので併せてご覧ください。「課税資産明細書」の内容に誤り等や、既に取り壊した家屋が載っている場合、または、現存する家屋が載っていない場合は速やかにご連絡をください。「課税資産明細書」は、農業所得等の確定申告に利用できる書類となりますので、1年間大切に保管してください。

■縦覧期間 平成24年4月2日（月）から平成24年5月31日（木）まで（役場の開庁日時）

■場 所 役場税務財政課

■審査の申出について

町が決定した価格に不服がある場合は、縦覧期間の初日から納税通知書を受け取った日後60日以内に聖籠町固定資産評価審査委員会（事務局：役場総務課）に対し、文書で審査の申出ができます。（地方税法第432条）

■固定資産税の減免・減額について

固定資産税は、地方税法および聖籠町税条例により次のような場合に減免または減額を受けられます。該当の方は忘れずに申請をしてください。

減 免 生活保護法に基づく生活保護者、またはこれに準ずる生活困窮者が所有する固定資産、および公益のため無償で直接専用される固定資産等は減免の対象となります。第1期納期限前7日までに所定の申請をしてください。

減 額 地方税法に定める一定の要件を満たした耐震改修工事やバリアフリー工事等を実施した場合は、固定資産税の一部が減額されます。実施後速やかに所定の申請をしてください。

平成24年度町税・国民健康保険税の納期限が決まりました

本年度の町税等の納期限が次のとおり決まりました。

税金は、納入期限内に完納するようお願いいたします。なお、納税には、確実に納め忘れのない口座振替による納税をお勧めします。お申し込み手続きは町指定の金融機関（ゆうちょ銀行を含む）の窓口で、申請書に必要事項を記入し提出してください。 ※ 手続きされた月の翌月の納期到来分から口座振替になります。振替日は原則として各納期の納期限となりますが、ゆうちょ銀行は納期限の属する月の25日（25日が土日祝日の場合はその翌日以降の平日）に振替となります。

税 目	期別	納 期 限	税 目	期別	納 期 限
町・県民税	1	平成24年 7月 2日	国民健康保険税	1	平成24年 5月31日
	2	平成24年 8月31日		2	平成24年 7月 2日
	3	平成24年10月31日		3	平成24年 7月31日
	4	平成24年11月30日		4	平成24年 8月31日
固定資産税	1	平成24年 5月31日		5	平成24年10月 1日
	2	平成24年 7月31日		6	平成24年10月31日
	3	平成24年10月 1日		7	平成24年11月30日
	4	平成24年12月28日		8	平成24年12月28日
軽自動車税	全期	平成24年 5月31日		9	平成25年 1月31日
				10	平成25年 2月28日

お問い合わせ先 役場税務財政課 （内線143）

65歳
以上の方へ

平成24年度 介護保険料 仮徴収のご案内

介護保険では、1年間の介護保険料を、普通徴収の方は5月から12月までの計8期、特別徴収の方は年金受給月である4・6・8・10・12・2月の計6期にわたり納付していただきます。

納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収	—	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	—	—	—
特別徴収	1期	—	2期	—	3期	—	4期	—	5期	—	6期	—

仮徴収期間とは…前年度の保険料段階をもとに徴収する期間
普通徴収は1・2期。特別徴収は1・2・3期。

本徴収期間とは…前年の所得をもとに決定した介護保険料額から仮徴収額を差し引いた金額を徴収する期間
普通徴収は3・4・5・6・7・8期。特別徴収は4・5・6期。
※本徴収の通知は、7月中旬に発送します。

特別徴収（年金からの天引きで納める方）

- ・介護保険料は、原則として特別徴収で納付していただくこととなっています。
- ・仮徴収期間の保険料は、原則として前年度の第6期（2月の納付額）と同額を3回に分けて納付していただきます。

通知時期：仮徴収の通知は **4月中旬** に発送します。

普通徴収（納付書または口座振替で納める方）

- ・特別徴収の対象とならない方は、普通徴収で納付していただきます。
（特別徴収の対象とならない方）
 - ◇年金の受給額が年額18万円未満の方
 - ◇年度途中で、本町に転入した方
 - ◇年度途中で、65歳になった方 など



※年度途中で転入した方や65歳とられた方で、年金を年額18万円以上受給している方は、半年から1年で特別徴収に切り変わります。徴収方法が変更となる場合は、事前に通知書を送付しますので必ずご確認ください。また、変更にかかる手続は必要ありません。

通知時期：仮徴収の通知は **5月中旬** に発送します。

普通徴収の方には、納め忘れを防ぐためにも口座振替をお勧めしています。ご希望の方は、役場町民課へお問い合わせください。お申し込みいただいた月の翌月から口座振替が開始されます。

お問い合わせ 役場町民課 保険係（内線116）

65～74歳の国民健康保険に加入する世帯主の方へ 国民健康保険税が年金から徴収されます

65歳から74歳までの世帯主の方であって、次の①から④のすべてにあてはまる方は、年金から国民健康保険税を差し引いて納めていただくこと（特別徴収）になります。

【年金から天引き（特別徴収）の対象となる人は？】

- ①世帯主が国民健康保険に加入しており65歳から74歳である場合
 - ②世帯の国民健康保険加入者が全員65歳から74歳である場合
 - ③国保世帯主が年額18万円以上の年金を受給している場合
 - ④国保世帯主が介護保険料の特別徴収（年金天引き）対象者で、世帯主の介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金支給額の2分の1を超えない場合
- 以上①～④の条件をすべて満たす場合、国民健康保険税は世帯主の年金からの特別徴収（年金天引き）となります。
- 条件①～④にあてはまらない方はいままでどおりの納付となります。

【年金から国民健康保険税が徴収される方に届けられる通知書】

●特別徴収開始通知書

聖籠町役場から4月上旬に、特別徴収を開始することをお知らせする通知書が届きます。

●年金振込通知書

年金保険者から4月15日までに送付される年金の支払額に関する通知書（年金振込通知書）の中に、年金から徴収される国民健康保険税額が記載されています。

年金からの天引きを中止したい方は

国民健康保険税の年金天引きを中止し、口座振替での支払に変更することができます。希望される方は手続きください。

【手続き方法】

①金融機関で口座振替を申し込む
振替口座の通帳と届出印が必要です



②聖籠町役場町民課について年金天引きの
中止申請を行う（①の口座振替申込書の控えが必要です）

【注意していただく点】

- ・天引き中止の手続きは期間を必要とするため、4月に手続きを行った場合、8月の天引き分から変更となります。

お問い合わせ 役場町民課 保険係（内線117）

春は異動の季節です 国民年金の届出は忘れずに

平成24年度の保険料は月額14,980円です。

	こんなときは	ここ（届出先）で	こうしましょう
被保険者の資格等に関する届出	20歳になったとき	第1号被保険者⇒市町村 第3号被保険者⇒配偶者の勤務先	国民年金加入の手続きをする
	会社を退職したとき	市町村窓口	国民年金加入の手続きをする (被扶養配偶者も同様)
	結婚や退職等で配偶者の扶養になったとき	配偶者の勤務先	第3号被保険者への種別変更の手続きをする
	配偶者の扶養からはずれたとき	市町村窓口	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きをする

保険料の免除制度があります

所得が低い等の理由により国民年金保険料の納付が困難な場合には、申請により国民年金保険料の全額または一部（4分の3、半額、4分の1）の免除を受けることができます。

納付が困難なときは、保険料を未納のままにせず免除の申請をしましょう。

学生納付特例制度があります

学生であることを理由に保険料の全額が猶予される「学生納付特例制度」は、申請した年の年度末（3月末）までの保険料が対象です。平成24年度新規に申請する場合は窓口で申請が必要です。

平成23年度の申請がお済みで引き続き学生納付特例を希望する場合は、ハガキ形式の申請書が送付されますので必要事項を記入し年金事務所に返送するだけで手続きができます。平成23年度の学生納付特例の申請がお済みでない方は、平成24年4月末までに申請しましょう。

お得な口座振替をご利用ください

国民年金保険料の口座振替をすることにより、納め忘れがなくなるほか、保険料の割引制度もあります。口座振替を利用してお得に保険料を納めましょう。

【申請手続きに必要なもの】

保険料免除申請・・・年金手帳、印鑑、（失業を理由に申請する場合は離職票等）

学生納付特例申請・・・印鑑、学生証または在学証明書のコピー

口座振替納付申請・・・年金手帳、通帳、銀行印

申請・お問い合わせ先 役場町民課 国民年金担当 ☎27-2111（内線111）
新発田年金事務所 ☎23-2120

弁天潟さくらまつり

4月22日開催

4月に入るといよいよお花見の時期です。各地で桜に関するイベントが開催されますが、聖籠町でも毎年恒例となりました弁天潟さくらまつりを開催します。大勢の皆様のご来場をお待ちしております。

■日時 4月22日（日）午前10時～午後2時

■会場 弁天潟風致公園（蓮野）

■内容 ステージイベント（太鼓演奏やよさこいソーラン）、
観桜茶会、屋台広場、

開花にあわせて 午後6時～9時ごろ桜をライトアップします。（散り果てで終了。）

※開催日が雨天の場合は中止となります。

📍聖籠町観光協会（役場産業観光課内） ☎27-2111（内線122）

平成24年度「あそび教室」一般参加者募集♪

心の栄養「あそび」を通して、ハンディのある子もない子も関係なく、子どもも大人も「共に育ち合う場」として昭和53年から始まった「あそび教室」です。子どもと大人がしっかり向き合い、互いに成長できるあそびを一緒に見つけたい、そんな一般参加者を募集します。

📅5月23日（水）～来年3月 原則として毎週水曜日

午前9時50分～11時30分

※参加者には詳しい日程をお知らせします。

📍町保健福祉センター 大集会室

📍親子あそび・リズムあそび・自由あそび 他

📅4月2日で、1歳6ヶ月以上～就園前の子どもとその保育者

先着20組 ※特別な場合を除き、1年間継続参加できる親子

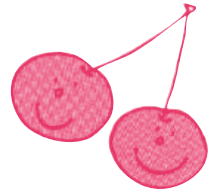
※参加勧奨する親子もいるため、実際には計40組くらいの教室になります。

■申込受付 **4月16日（月）午前8時30分～午後5時15分**



昨年のおそび教室より

申し込み・問い合わせ 役場保健福祉課（保健福祉センター） 保健師 ☎27-6511



すくすくサロン「さくらんぼ」

聖籠町立聖籠こども園
TEL 27-3322
FAX 27-8888

聖籠こども園では、家庭で子育てが楽しめるように、すくすくサロン「さくらんぼ」のお部屋を開放しています。お家で子守をしている人が集まり、広いお部屋で元気いっぱい遊びながら、お子さんの子育てを楽しんでいます。また、利用者同士仲間になったり、看護師や栄養士の育児相談も気軽にできます。みなさん、お友達と誘い合っておいでください。



「すくすく」の主な予定



- *****
- ★大きくなったかなあ～身長・体重測定
 - *第1火曜日…測定日（0～1歳6か月児の日）・相談日
 - *第2火曜日…測定日（1歳7か月児以上の日）
 - *看護師・栄養士の育児相談を設けています。
 - ★「赤いふうせん」お話タイム…第3火曜日
 - *ボランティア「赤いふうせん」の方より絵本の読み聞かせをしています。
 - ★お父さんもおいでよ！…土曜日
 - *お父さんも参加して家族で遊びましょう。
 - ★離乳食試食会…月1回
 - *初期・中期・後期で実施しています。
 - ★季節の行事や製作・リズム
 - *毎月、各年齢や縦割りの年齢で楽しむ親子触れ合い遊びも計画しています。
 - ★子育て相談…月曜日～金曜日
 - *保育士・栄養士・看護師が相談に応じます。
 - ★その他…講話・七夕会・秋の会・クリスマス会・ブックスタート等も予定しています。



4月はこんなことがあるよ！

- *****
- 9日(月) すくすくオープン
 - 10日(火) 測定日・相談日
(0～1歳6か月児の日)
 - 17日(火) 測定日・赤いふうせんお話タイム
(1歳7か月児以上の日)
 - 18日(水) 春の会
(こいのぼり作り) 10:30～
 - 25日(水) 春の会
(こいのぼり作り) 10:30～
- *春の会はどちらか都合のいい日においでください。
*時間に遅れないようにおいでください。
*持ち物…飲み物（お茶）・手拭きタオル、お尻タオルなど
お友達も誘っておいでください。



「さくらんぼ」利用にあたって！

- *****
- ★お子さんの遊び相手をしながら、親子の絆をしっかりと深めることができます。
 - ★親子で仲間作りが楽しめるリフレッシュできます。
 - ★家庭以外の人とのかかわりが体験でき社会性が育まれます。
 - ★子育ての悩みや心配事など気軽に相談できます。
 - ★安心して子育てが楽しめる情報がいっぱいあります。（離乳食メニュー・トイレトレーニング・親子遊びなど）

開放日…月曜日～土曜日（無料です）
★午前8:30～11:30
★午後3:00～5:00



毎月のおたより発行について

- *****
- ★毎月の詳細（予定）については、おたよりを発行していますのでご覧ください。
 - ★おたよりは聖籠こども園・保健センター・亀塚児童館においてあります。各自で直接もらいに行ってください。また、カレンダーを保健センター・図書館・結いハート聖籠・各こども園等に掲示してありますのでご覧ください。

聖籠こども園すくすくサロン「さくらんぼ」地図





だいじょうぶですか？ あなたのお宅

町では、木造住宅の耐震診断（地震に耐えられるか診断する）や耐震改修に要する費用の一部を補助する事業を実施しています。

診断は、町が委託した（社）新潟県建築士会北蒲原支部に登録された診断士が行います。耐震診断は人間にたとえると健康診断に当たるものです。安全・安心な生活を築くため、ぜひこの機会に補助制度を利用して耐震診断を受けてみませんか。

また、聖籠町木造住宅耐震診断支援事業を受けた木造住宅で、耐震診断の結果、耐震性が低いと判断された住宅に対し、耐震設計費・耐震改修工事費への一部補助も行っています。

	ステップ1 耐震診断	ステップ2 耐震設計	ステップ3 耐震改修
対象となるもの	<p>■建築物（次のすべてに該当）</p> <p>①昭和56年5月31日以前に、町内で建築、または工事に着手した木造住宅</p> <p>②一戸建ての住宅であること（店舗や事務所などを兼ねた住宅の場合は、延べ床面積の半分以上が住宅部分のものに限る）</p> <p>③地階を有しない地上2階建て以下の住宅であること</p> <p>④国土交通大臣などから特別な認定を受けた工法によって建築された住宅でないこと</p> <p>■対象者</p> <p>町内に住所を有し、かつ、補助の対象となる建築物を所有する方で町税等を完納している方</p>	左の聖籠町木造住宅耐震診断支援事業を受け、かつ、診断評点が1.0未満の建築物	左の聖籠町耐震設計事業を受けた建築物
募集戸数	10戸程度	5戸程度	5戸程度
受付期間 （予算額に達した時点で受付終了とします）	第1回：5月15日（火）～31日（木）		平成24年10月末日まで（年度内に耐震改修事業が完了し、かつ、関係書類の提出が可能な場合は、この限りではありません。）
申請者負担額または町補助額	■申請者負担額 1万円	■町補助額 耐震設計に係る費用の1/2以内（上限10万円）	■町補助額 耐震改修に係る経費のうち上限65万円
必要な書類	<p>①申込書兼補助金交付申請書（※）</p> <p>②建築年次及び建物の延べ床面積が判断できる書類の写し（登記簿謄本、建築確認済証・検査済証、課税証明書等）</p> <p>③申請者の町税の納税証明書（平成23年度分）</p>	<p>①補助金交付申請書（※）</p> <p>②耐震診断報告書の写し（耐震診断の成果品です。）</p> <p>③耐震設計に要する費用の見積書（耐震診断士より発行されます。）</p>	<p>①補助金交付申請書（※）</p> <p>②耐震改修計画書の写（耐震設計で作成されます。）</p> <p>③耐震改修に要する費用の見積書（耐震設計で作成されます。）</p>

※ 補助金交付申請書は、ふるさと整備課にあるほか、町ホームページからダウンロードできます。

申し込み・問い合わせ先

役場ふるさと整備課（内線235）

ひろげよう! 緑のまちづくり

町では、家庭での緑化を進めることで自らが緑を大切にすることを意識を持ち、その心を育んでいくことができるようにと、緑化に対する以下の補助事業を行っています。ぜひご活用ください。

なお、これらは予算の範囲内としていますので、あらかじめご相談ください。

苗木の配布

生け垣づくり補助金

■ 次のいずれかに該当する方

- ・住宅（一戸建）を新築または購入した方
 - ・新しい家族の誕生や結婚などの慶事の場合
 - ・家庭の緑化を推進する方
- ※家庭の緑化を推進する場合は1世帯につき1回限りです。
※アパート等にお住まいの方は対象となりません。

■ 苗木の本数

町指定の苗木から1回のお申し込みにつき2本以内です。

例1 ハマナス2本

例2 ハナミズキ1本・マサキ1本

■ 苗木の種類

クロマツ・ハマナス・モクレン・ハナミズキ・ヤマボウシ・サルスベリ・ツバキ・サザンカ・キンモクセイ・マサキ・ナンテン

■ 申し込みから苗木配布までの例

- ・お子様の誕生などで苗木配布を希望する場合



- ・役場ふるさと整備課へ「苗木申込書」を提出
※FAXやEメールでも受付可能です。



- ・役場ふるさと整備課から「苗木引換券」の贈呈



- ・「苗木引換券」を町指定苗木取扱店へ事前に電話等で種類、本数を連絡し持参
※「苗木引換券」の有効期限は発行日から1年以内です。



- ・町指定苗木取扱店から苗木を受け取り、自宅の庭などに植える。
※当該苗木を良好に管理するとともに、快適な生活環境の形成に努めてください。
※種類によっては、お取り寄せにお時間をいただく場合もあります。また、取扱店によっては、取扱いのない種類もあります。

■ 町指定苗木取扱店

- | | |
|---------------|------------|
| ・プラント4聖籠店 | 電話 32-6200 |
| ・曾根建株 | 電話 27-5111 |
| ・(有)栗原緑樹園 | 電話 27-5300 |
| ・(有)聖光園 | 電話 27-4339 |
| ・北越緑化(株)聖籠営業所 | 電話 27-6665 |

■ 補助の対象となるもの

- ・町内に住所を有していて、住宅や事業所の敷地内に設置する場合
 - ・生け垣の長さは、道路に3メートル以上面して、かつ延べ5メートル以上あること
 - ・生け垣の高さが、概ね0.5メートル以上のものを1メートル当たり2本以上植栽すること
 - ・構造物の上部に設置する場合は、構造物の地上高が概ね0.5メートル以下であること
 - ・生け垣の前面にネット・フェンス等を設置しないものであること
- ※次のいずれかに該当する場合は補助金対象になりません。
- ・町税を完納していない方
 - ・一度補助金交付を受けた同じ敷地内の生け垣
 - ・既存の生け垣を撤去してつくるもの
 - ・他の法令等により補償がなされているもの
 - ・建築物の販売を目的とした事業者

■ 補助金の額について

- ・生垣の長さ1メートル当たり3千円、限度額5万円まで（予算に限りがあります）

■ 対象の樹木

- ・キャラボク・シラカシ・サザンカ・マサキ・キンモクセイ・イヌツゲ・ベニカナメモチ・ピラカンサ・ドウダンツツジ・レンギョウ・サルスベリ・アベリア・ハナミズキ・ヤマボウシ・モクレン・ツツジ・サツキ



申し込み・問い合わせ先

役場ふるさと整備課（内線235）

狂犬病予防集合注射のお知らせ



生後 91 日以上の子犬を飼っている方は、飼っている犬の登録(生涯 1 回)と狂犬病予防注射(毎年 1 回)が法律で義務づけられています。

■日時・会場

	日 時	会 場
4 月 24 日(火)	9 時 30 分～10 時 30 分	次第浜公民館
	10 時 50 分～11 時 40 分	亀塚公会堂
	13 時 10 分～14 時 10 分	網代浜会館
4 月 25 日(水)	9 時 30 分～10 時 30 分	杉谷内公会堂
	11 時～11 時 40 分	真野公会堂
	13 時 10 分～14 時 30 分	町防災倉庫

■持参するもの ①通知はがき ②料金：3,100 円 ※初回は登録手数料 3,000 円を加算

■事故防止のため、犬を制御できる人が連れてきてください。

■飼っている犬がすでに死亡している場合は、必ず役場へ届出を行ってください。

■役場生活環境課 ☎ 27-1962 (直通)

計量器定期検査の事前調査について

計量法により、取引または証明に使用するはかりや分銅、おもりは、2 年に 1 回行われる定期検査を受けなければ、取引や証明に使用することができません。

平成 24 年度の定期検査を 6 月 15 日(金)と 6 月 18 日(月)に実施します。

平成 22 年度に検査を受けた

■役場産業観光課

要な方には、新潟県計量協会から定期検査の案内が郵送されます。

(内線 1226)

陸上自衛隊 新発田駐屯地創設 59 周年及び第 30 普通科連隊創立 50 周年記念行事のお知らせ

1 市中パレード

5 月 12 日(土) 午後 2 時～2 時 30 分頃

新発田市本町交差点から中央交差点

音楽隊の演奏に合わせ、徒歩部隊、車両等による行進及びヘリコプターによる観

閲飛行

2 記念式典

5 月 13 日(日) 午前 10 時～午後 3 時

新発田駐屯地

観閲式、訓練展示、装備品展示、体験試乗、史料館開放、野外売店等

※天候等により内容を変更する場合があります。

臨時駐車場 カルチャーセンター駐車場をご利用ください。

※駐屯地までマイクロバスを運行します。

■新発田駐屯地広報室

22-3151 (内線 506)

「新発田朝市 十二斎市」出店者募集と寺町十二斎市茶会のご案内

新発田朝市 十二斎市プロジェクト実行委員会では、いきいきとしたまちづくりを目指して、新発田市や新発田商

工会議所などの共催で「新発田朝市 十二斎市」を開催

します。実施に先立ち、当日、野菜や名産品などを販売する

出店者を募集します。

5 月 27 日(日) 午前 9 時～午後 2 時

新発田市中中央町 2 丁目、諏訪町 2 丁目(旧寺町)

■出店料 1 区画 千円(当日集めます)

■募集数 20 区画(先着)

5 月 7 日(月)までにファクスまたは Eメールで申し込んでください。申込用紙は、敬和学園大学および

まちの駅よろず(新発田市大栄町 1)に設置しています。また、敬和学園大学

http://www.keiwa-c.ac.jp/、新発田学研究センター

http://i-love.shibata.jp/ のホームページからダウンロードすることができます。

その他 当日、午前 10 時から寺町内の宝光寺、三光寺、

福勝寺、託明寺で寺町十二斎市茶会を開催します。

■同実行委員会事務局 (敬和学園大学教務課教務係)

☎ 26-2514、ファクス 26-3646、Eメール kyomu@keiwa-c.ac.jp

地域の「らしさ」について考えてみませんか? 地域の魅力を紹介するホームページ開設

(社) 新発田青年会議所では、「次世代に残したいもの 100 選」新発田・聖籠・阿賀野のらしさを考えよう」と

題し、私たちが暮らす地域の名所、風景、行事、歴史、人物など、他の地域の方や後世に伝えたい魅力あるものを紹介するホームページを立ち上げました。

誰もが知っているものから、地域に住む人にもあまり知られていないものまで、幅広く取り上げる予定です。ツイッターやフェイスブックも活用し、地域の「らしさ」や魅力を多方面に向けて発信します。ぜひ、ご覧ください。

http://www.sbt-jc.com/rashisa/

■(社) 新発田青年会議所

☎ 22-0404



栄養教諭 五十嵐 正子

食育コーナー

しょく ミ ラ ク ル



食は味楽来

最終号

～楽しく食べて健康な体と心を育てましょう～

～～～ みなさんにありがとう ～～～

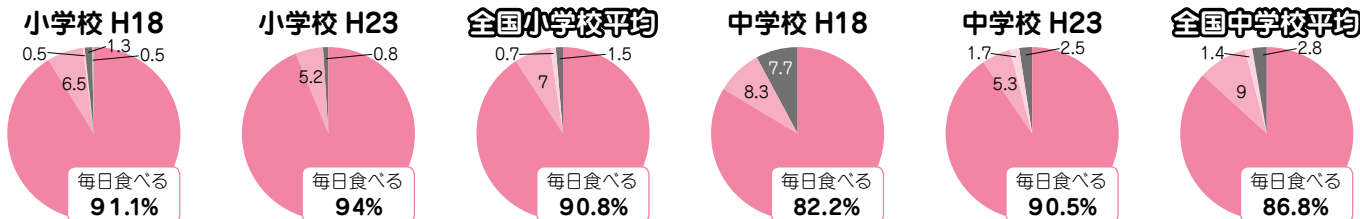
聖籠町の皆さま、長い間「食は味楽来」をご愛読いただきありがとうございました。この4月号をもって最終号となります。担当させていただいた五十嵐は、3月で退職となりました。当初は、いつまで続けられるかと思ったのですが **NO.46** まで書かせていただくことができました。これも「楽しみに読んでいますよ」などと声をかけてもらい、励ましていただいたおかげです。大勢の町民の皆さまに食に関心をもってもらいたい、そして、給食センターの皆さんの頑張りが学校での食育の様子を知ってほしいという思いで書いてきました。長い間、本当にありがとうございました。縁あって聖籠町に勤務できたこと、そして、たくさん子どもたちと食育の学習ができ幸せでした。お世話になりました。

聖籠町の学校給食共同調理場は、県の食に関する指導の実践共同調理場として指定を受け6年になります。その間、子どもたちの食生活が変わってきた様子を「**聖籠町子ども食生活アンケートH23**」より一部ご紹介します。

聖籠町子ども食生活アンケート結果 H23

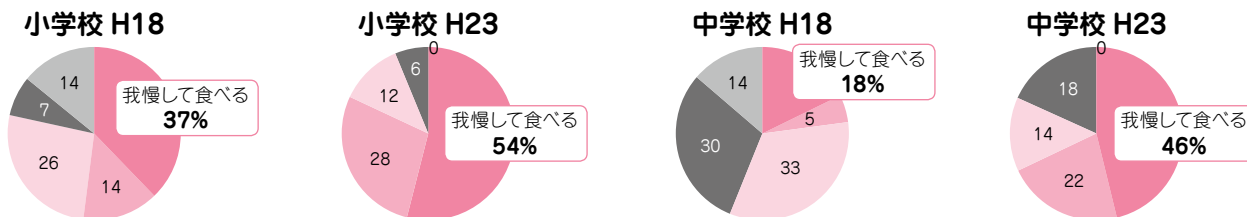
Q1. あなたは、毎朝食事をしますか？

小学校1年～6年計815人・中学校1年～3年計390人

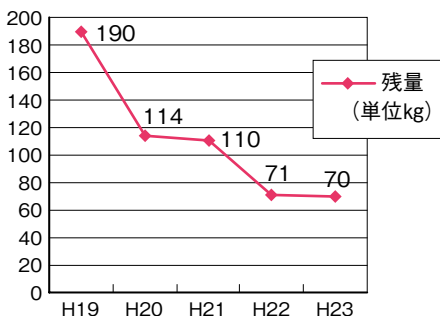


朝ごはんを食べる児童生徒が年々増え、全国平均と比較しても良い結果ですが、全員が朝ごはんを食べてくることが目標です。心配なのは、ほとんど食べてこないと答えた小学生が7人、中学生が10人いることです。将来の健康のためにも、朝ごはんを食べ、生活の正しいリズムを身に付けてほしいものです。

Q7. 嫌いなものがでたら、どうしますか？



残量の推移 19～23年度（給食センター全体 園・小・中の約2,000人分の1日の残量の推移です。）



まとめ 15の質問からなるアンケートですが、どれも良い結果となっています。特に中学校の結果の伸びが良く驚いています。自分の健康について考えられる児童生徒が増えていることが嬉しいです。

給食の食べ残しも年々減っています。これは、先生方と一緒に食育に取り組んできたこと、おいしい給食を子どもたちに食べさせたいと頑張ってくれた調理員さんたちのおかげだと感謝しています。これからも食べることの大切さを学習しながら、好き嫌いをせず、我慢して食べることのできる子どもたちになってほしい、将来、生活習慣病で苦しむことなく健康に生活してほしいと願っています。



アルビレックス 新潟情報!!

J1リーグ開幕!!

3月10日(土)、いよいよJ1リーグが開幕となりました!アルビレックス新潟は第1節をアウェイ・等々力陸上競技場で川崎フロンターレと対戦しました。キックオフは17時。スタジアムには約4,000名の新潟サポーターが集結し、選手に力強い声援を送っていました。

ここまで高知キャンプ、清水キャンプでトゥッコフイジカルコーチのもと、ハードなフィジカルメニューを積み重ねてきた選手達。そのキャンプでの成果を新潟のサポーターに見せるためにも、選手も高いモチベーションで試合に臨みました。

新潟は今シーズンから新たに加入した大井選手、キムジンス選手、小谷野選手、アランミネイロ選手、そしてドイツから戻ってきた矢野選手がスタメンに名を連ねました。試合は開始早々、新潟にビッグチャンスが訪れます。小谷野選手の相手DFの頭上をふわりと越えるクロスに飛び込んだのはボランチの菊地選手。菊地選手はすぐ隣を並走

していた矢野選手にダイレクトでパスを通します。あとは相手GKと1対1でしたが、間合いを詰められ好セーブにあっつてしまいます。得点には至らないものの、まずは新潟が攻撃の形を作ります。

しかしその後の前半10分。新潟はセットプレーから失点を喫します。記録は川崎の實藤選手のゴールとなりましたが、大井選手は「自分の頭にも当たっていたと思う。自分としてはオウンゴールという認識なので、チームに申し訳ないことをしてしまった」と失点シーンを悔やんでいました。

前半の早い時間帯で失点をしてしまい「フリーキックから相手に先制され、ゲームの運び方、プランは多少崩れてしまった」と話した黒崎監督。後半17分には村上選手、平井選手を同時にピッチへ送り出し、攻撃的な布陣でゴールを目指します。前線に枚数を増やして川崎陣営に迫りますが、あと一步ゴールまで及ばず試合は0-1のまま終了。チャンスを多く作っていただけに、そこを

決めきれなかったこと、そしてセットプレーでの失点が悔やまれる試合となりました。1点が遠く、アウェイに駆けつけてくれたサポーターに勝利を贈ることができませんでした。

初戦ということもあり、コンプレッションの面ではまだまだ改善の余地があります。これからの試合で少しでも向上を図っていかなければなりません。

黒星となつてしまいました。が、決定的なチャンスを作るなど、一定の手ごたえは感じることのできた初戦となりました。長いシーズンは始まったばかりです。目標に向かい、闘志を前面に出して闘うアルビレックス新潟に、熱いご声援をよろしくお願いします!

※4月の試合日程

〈J1リーグ〉

第5節 4月7日(土)

VS 横浜F・マリノス 15時

東北電力ビッグスワンスタジアム

ジウム

第6節 4月14日(土)

VS セレッソ大阪 19時



矢野貴章選手

キンチョウスタジアム

第7節 4月21日(土)

サガン鳥栖 17時

佐賀県運動場陸上競技場

第8節 4月28日(土)

ベガルタ仙台 16時

東北電力ビッグスワンスタジアム

ジウム

〈J1リーグヤマザキナビスコカップ予選〉

Bグループ第2節

4月4日(水)

VS 清水エスパルス 19時

アウトソーシングスタジアム日本平

Bグループ第3節

4月18日(水)

VS ヴィッセル神戸 19時

東北電力ビッグスワンスタジアム

ジウム

(写真・記事提供

㈱アルビレックス新潟)

アルビレックス新潟 試合観戦ご招待のお知らせ

Jリーグディビジョン1 第12節

アルビレックス新潟 対 ジュビロ磐田

【往復はがき記入例】
※はがきは見開きの状態です。

この面は「招待」に関する重要な情報が記載されています。
誤って記入頂くと「案内が差し上げられない場合」がございます。
恐れ入りますが、必ず白紙のまままで差し出してください。

往信
950-0954 アルビレックス新潟後援会
試合観戦ご招待係 御中
5/19 磐田

返信裏面
新潟市中央区美咲町 2-1-10

返信
後援 花子 行

返信裏面
1 5/19 磐田
2 〒950-0954 新潟市中央区美咲町2-1-10
3 後援 花子 20歳
4 0256-00-△△△△ アルビレックス新潟後援会「試合観戦ご招待」係
5 希望枚数(3枚まで)
6 後援会資料請求(任意)ご希望の方は空白部分に「希望する」とご記入下さい。

■日 時 5月19日(土) 試合開始15時00分
■会 場 東北電力ビッグスワンススタジアム (チケットはSスタンド2層目自由席です。※状況により他の座席をご案内する場合があります)

■応募条件 聖籠町在住者
■募集人数 200名
■応募方法 往復はがきの往信裏面に①5月19日磐田②住所③氏名・年齢④電話番号⑤チケットの希望枚数(3枚まで)⑥後援会資料請求(する・しない)を記載し、返信用表面に返信先(ご自分)の住所・氏名をご記入の上、あて先に送付して下さい。※往復はがきは各自ご用意ください。応募は、1世帯につき1通限り有効です。応募多数の場合は抽選となります。

■応募期限 5月2日(水) 必着
■受け渡し ご招待の可否を返信用はがきにてお知らせします(5月11日(金)頃の予定)。また、お電話での可否についてのお問合せはお答えいたしかねます。ご観戦いただく方は、返信はがきをご持参の上、東北電力ビッグスワンススタジアムのEゲート前広場に設置の「アルビレックス新潟後援会テント」にてチケットとお引換え後にご入場、ご観戦となります。

■あて先 〒950-0954 新潟市中央区美咲町2-1-10
アルビレックス新潟後援会「試合観戦ご招待」係
■問い合わせ アルビレックス新潟後援会 高谷 ☎025-282-0011

コチラから↓



クラブの最新情報は『アルビレックス新潟携帯サイト』をご覧ください。

第38回北信越フットボールリーグ

★1部 JAPAN サッカーカレッジ 開幕戦

4月8日(日) 11:00 キックオフ

vs アンテロープ塩尻(長野県)

場所: JAPAN サッカーカレッジグラウンド

★2部 CUPS 聖籠 開幕戦

4月15日(日) 14:00 キックオフ

vs FC 北陸(石川県)

場所: JAPAN サッカーカレッジグラウンド

プレナスチャレンジリーグ

★JAPANサッカーカレッジレディース 開幕戦

4月15日(日) 14:30 キックオフ

vs FC 高梁(岡山県)

場所: 五十公野陸上競技場

〒957-0103 【お申し込み・お問い合わせ先】

新潟県北蒲原郡聖籠町網代浜925-1

TEL: 0254-32-5357

FAX: 0254-32-5358

学校HP: <http://www.cupsnet.com/index.html>

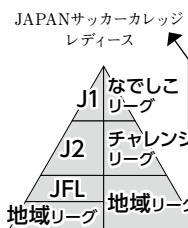
HFL(北信越フットボールリーグ)

情報サイト: <http://www.cupsnet.com/hk/top.html>

JAPANサッカーカレッジ
HFLモバイルサイトは
こちらから!!



参戦しているリーグ



1部 JAPANサッカーカレッジ
2部 CUPS 聖籠

JAPANサッカーカレッジがらのお知らせ

「北信越フットボールリーグ開幕」

第38回北信越フットボールリーグが4月8日(日)に開幕します。北信越フットボールリーグは、日本サッカーリーグJ1、J2、JFLにつながる地域リーグの一つです。かつてはアルビレックス新潟、そして今年JFLからJ2に昇格した長野県の松本山雅FCも所属していました。

今シーズンからは、昨シーズンより多くの聖籠・新発田地域の企業・団体にご協力頂き、より多くの楽しいイベントの開催を企画しています。子どもだけではなく、親子で楽しめるイベントもありますので、ぜひJAPANサッカーカレッジに足を運んでください。

FC高梁の試合を、4月15日(日)五十公野陸上競技場でアルビレックス新潟レディースの試合後に行います。JAPANサッカーカレッジ、CUPS聖籠、JAPANサッカーカレッジレディースの応援よろしくお祈りします。いずれの試合も、入場は無料です。ご来場をお待ちしています。



町の宝で〜す
2月の乳児健診から



萩野 ^{ななみ}七海 ちゃん



平野 ^{らいか}来華 ちゃん



菅野 ^{さき}紗希 ちゃん



高橋 ^{ひなた}陽菜向 ちゃん



肥田野 ^{あき}愛姫 ちゃん



細貝 ^{こはな}心花 ちゃん



齋藤 ^{れん}蓮 ちゃん



五十嵐 ^{こう}洸 ちゃん



神田 ^{ともき}知輝 ちゃん



長谷川 ^{くるみ}くるみ ちゃん



高松 ^{ひな}陽菜 ちゃん

元気に育ってね!

この写真は保健福祉センターで行われている乳児健診会場で4か月健診対象乳児を撮影しています。

投稿するときは濃い鉛筆(2B以上)かペンで書いてください。(薄いものは掲載できません)名前は必ず書いてください。(ペンネーム希望の場合は名前の横にペンネーム「○○○」と書いてください。
1か月に一人1枚だけ受け付けます。



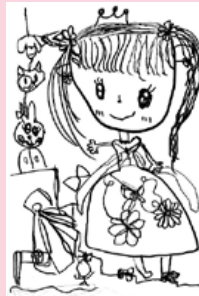
ひよ恋 ^{ひよ恋}さん 9歳



ブルー ^{ブルー}さん 11歳



みとつき ^{みとつき}さん 4歳



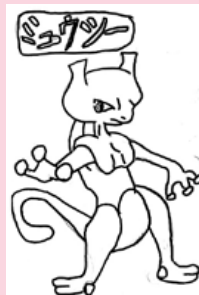
ちーちゃん ^{ちーちゃん}さん 5歳



高松 ^{高松}みい子さん 13歳



ぴい ^{ぴい}さん 12歳



ながしまけい太 ^{ながしまけい太}さん 8歳



スーパー一年生 ^{スーパー一年生}★さん 6歳



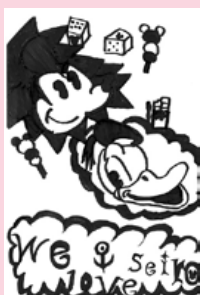
酒井 ^{酒井}優姫さん 9歳



うちゅう人 ^{うちゅう人}さん 9歳



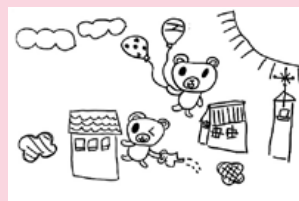
フルーツ ^{フルーツ}さん 6歳



ミッキー ^{ミッキー}さん 14歳



佐藤 ^{佐藤}ゆずゆさん 5歳



布施 ^{布施}陽光さん 8歳

地域福祉推進への思い新たに

町の日赤奉仕団が

社長感謝状を受けました

聖籠町日本赤十字社奉仕団
(代表：小林愛子委員長)の

東日本大震災での活動に對

し、日本赤十字社の近衛忠輝

社長から感謝状が贈られるこ

とになり、2月29日(水)に

日本赤十字社新潟県支部で贈

呈式が行われました。町の日

赤奉仕団が感謝状を受けたの
は、今回が初めてです。

日赤奉仕団は、町の避難所

の炊き出しや、避難所閉鎖後

の毛布の洗濯など、合計13回、

のべ70人による活動を行いました。

小林委員長は「日赤奉仕団



は、まったくのボランティア

として活動しています。感謝

状をいただき、団員の皆さん

も喜ぶと思います。これを励

みに、今まで積み重ねてきた

活動を続けて行きたいです」

と話していました。

蓮野小学校で税関教室を開催

新潟税関支署東港出張所に

よる税関教室が2月23日(木)、

蓮野小学校で開催され、麻薬

探知犬2頭が登場しました。

2頭は

ラブラド

ール・レ

トリバー

のミキ号

とビト号

で、普段

は成田空

港で「勤

務」して

います。この日は、麻薬の臭

いの付いた段ボール箱を見つ

けるデモンストレーションを

ビト号が、麻薬の臭いの付い

たかばんを持った児童を見つ

けるデモンストレーションを

ミキ号が行いました。

また、同出張所の職員が税

関の業務や麻薬の種類などを

説明。「麻薬は脳を破壊します

一度壊れた脳は元に戻りませ

ん。麻薬に誘われても、断る

勇気を持ちましょう」と6年

生の児童43人に話しました。



麻薬の臭いのついたかばんを見つめるデモンストレーション



税関職員の話真剣に聴く6年生

絶滅危惧種のアカウミガメが 町海岸に漂着

2月21日(火)、網代浜海

岸にメスのアカウミガメの死

体が打ち上げられました。町

に通報した高橋英春さん(網

代浜)によると、数日前に発

見したものの、積雪のため、

雪溶けを待ち機械で漁協側ま

で運んだそうです。

カメはその後、新潟市水族

館「マリニピア日本海」に引

き渡され、死因や生態を調べ

るため解剖されました。体

の一部がなくなり、甲羅にも傷

がついてい

たため、船

のスクリュ

ーなどに衝

突し、出血

死または溺死したのではない

かとのことでした。



アカウミガメ：体長65〜100センチ。体重70〜180キログラム。大西洋、太平洋、インド洋、地中海に分布する。国内では日南海岸、屋久島などで年に百回以上の産卵例がある。産卵地の開発、漁業での混獲などで生息数は減少していると考えられている。

新しい訪問 入浴車を配備

2月28日(火)、町社会福

祉協議会に新しい訪問入浴車

が納車されました。

これは長年使用し老朽化し

たこれまでの車両に替わり、

財団法人JKAの「平成23年

度福祉車両の整備補助事業」

による補助を受け、購入した

ものです。

訪問入浴車は主に一般住宅の風呂場使用が難しい寝たきりの方等を対象に、浴槽を自宅まで運び入れ、ご家庭で入浴して

いただく

くサー

ビスに

使用さ

れます。





3月5日(月)、聖籠
 中学校で第11回目となる
 卒業式が行われ、先生
 や後輩、保護者などが
 見守る中、144名の
 仲間が旅立ちを迎え
 ました。

このたび卒業する3
 年生は、昨年同校が開
 校10周年を迎えたこと
 を記念する諸行事に、
 中心となって取り組
 みました。

中学校生活で得た
 様々な経験を糧とし、
 目標に向かって力強く
 進んでほしいもので
 す。

★**ミュウについて**★
 ミュウは元々友人が飼って
 いた犬で、飼い始めた頃から
 よく遊びに行っていたことも
 あり、自分の犬のように可愛
 がっていました。ミュウ、
 という名前も飲物から取って
 私が付けました。しかし昨年
 の春頃、その友人が事情で飼
 えなくなってしまう、我が家
 に引っ越すことになりました。
 最初のうちは環境が変わ
 ったことに戸惑っていたせい
 か、ケージから出ず、警戒し
 ていた様子でしたが、一週間
 程で馴れたらしく、本来の人
 懐っこさが出てくるようにな



★プロフィール★
 名前 ☆ ミュウ
 生年月日 ☆ 2008年7月15日
 3歳の女の子
 犬種 ☆ チワワ

7回目のペット自慢は平野
 悠莉夏さん宅(亀塚)のミュ
 ウちゃんを紹介します。



ハンカチ、ベルト、扇子でおめかし?

自慢したいペット募集!

可愛いペットを紹介したい方は
 電話、メール、広報はがき等で総
 務課広報広聴係までお知らせくだ
 さい。掲載する場合は総務課から
 連絡させていただきます。
 掲載された方には薄謝を進呈し
 ます。

りました。それからは家族み
 んなの人気者になり、毎日元
 気で遊んでいます。とにかく
 人が大好きで家族にはいつも
 遊んでくれと尻尾を振ってい
 ます。赤ちゃんだっこをされ
 て、撫でてもらうのが大好き
 です。

できるだけ元気で長生きし
 てもらい、いつまでも一緒に
 楽しく暮らすことが、家族み
 んなの願いです。